

労働保険番号					氏名	平均賃金算定事由発生年月日
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	山田太郎	平成26年4月1日
13	1	01	〇〇〇〇〇〇	000		

平均賃金算定内訳

※時給者 2/14まで育児休業 通勤手当は全休でも支給(定期)

雇入年月日		平成22年4月1日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支払方法		日給 週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末日		
(A) 月・週その他一定の期間によって支払ったもの	賃金計算期間	1月1日 から 1月31日 まで	2月1日 から 2月28日 まで	3月1日 から 3月31日 まで	計			
	総日数	31 (0) 日	28 (14) 日	31 (31) 日 ^①	90 (45) 日			
	賃金	基本賃金	円	円	円	0 円		
		通勤手当	3,000	3,000	3,000	9,000		
						0		
				育児休業中分の給与を控除3,000-(3,000×13÷23)		0		
		計	(0) 3,000 円	(1,304) 3,000 円	(3,000) 3,000 円 ^②	(4,304) 9,000 円		
(B) 日若しくは時間又は出来高払制その他の請負制によって支払ったもの	賃金計算期間	1月1日 から 1月31日 まで	2月1日 から 2月28日 まで	3月1日 から 3月31日 まで	計			
	総日数	31 (0) 日	28 (14) 日	31 (31) 日 ^①	90 (45) 日			
	労働日数	0 日	10 日	15 日 ^③	25 日			
	賃金	基本賃金	0 円	63,000 円	94,500 円	157,500 円		
						0		
						0		
						0		
計		0 円	63,000 円	94,500 円 ^④	157,500 円			
総計	3,000 円	66,000 円	97,500 円 ^⑤	(161,804) 166,500 円				
平均賃金	賃金総額 ^⑤		161,804 円 ÷ 総日数 ^①	45 =	3,595 円	64 銭		

最低保障平均賃金の計算方法

(A) の② 4,304 円 ÷ 総日数^① 45 = 95 円 64 銭^⑥

(B) の④ 157,500 円 ÷ 労働日数^③ 25 × 60/100 = 3,780 円 0 銭^⑦

⑥ 95 円 64 銭 + ⑦ 3,780 円 0 銭 = 3,875 円 64 銭

(最低保障平均賃金)